

患者さん・ご家族の皆さまへ

当院は、**看護師特定行為研修**の協力施設
として和歌山県立医科大学と連携し、
実習生を受け入れています

特定行為とは？

これまでは医師または歯科医師が実施していた医療行為を、厚生労働省が定めた指定研修機関で、必要な知識と技術を身に付け、研修を修了した看護師が、医師または歯科医師と作成した手順書をもって実践できる行為のことです。

和歌山県立医科大学は、厚生労働省の定める「指定研修機関」であり、当院はその「協力施設」として、実習生を受け入れています。

厚生労働省は、38の特定行為を制定していますが、当院での実習は以下の3区分4行為です。

特定行為の区分名	特定行為
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正

患者さんにご家族へお願い

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受けながら、特定行為を実施することがあります。指導する医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんおよびご家族の皆さまは、いつでも拒否を申し出ることができ、それにより不利益を被ることは一切ありません。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

本件に関するご相談・お問合せは、**患者相談窓口**でお受けいたします

<連絡先> 電話：0738-22-3256 対応時間は8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）